

# 伊方原発をとめる会ニュース

2013年4月20日

NO.6

〒790-0003

愛媛県松山市三番町 5-2-3 ハヤビル3F

電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991

ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>

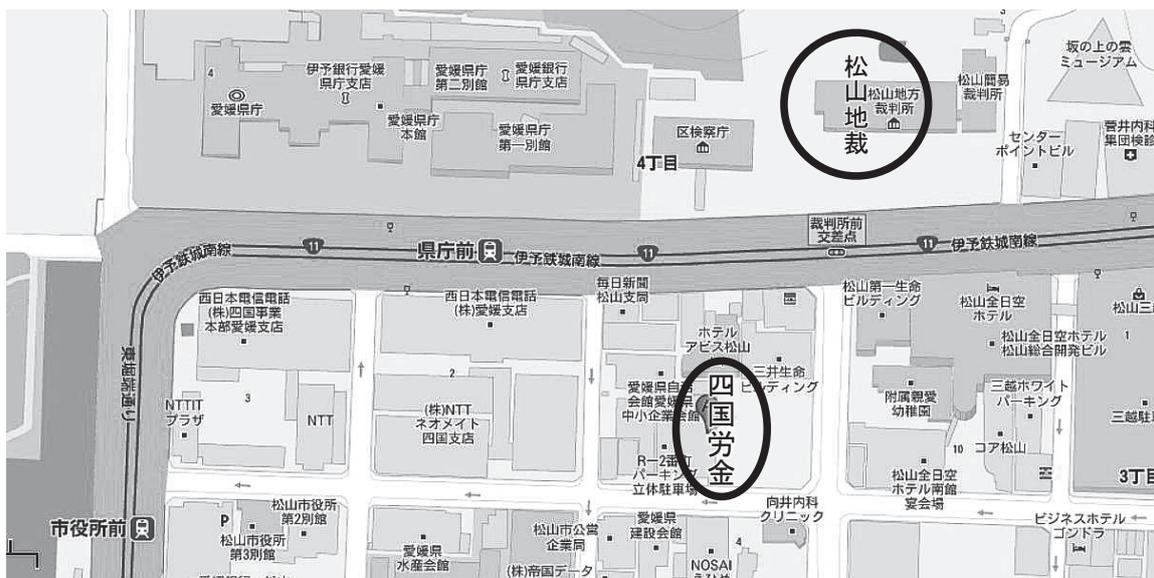
## 4月30日(火)松山地裁で第4回口頭弁論

裁判長もかわります。是非ご参加ください。

- 原告は13時に集合し、原告席に座る方を当会で抽選して決めます。
- 抽選に参加しない方は13時30分集合。裁判所が行う傍聴席の抽選にご参加ください。
- 14時30分開廷。裁判長が異動で交代しました。弁護団から中川創太弁護士が、「弁論更新」手続にお

ける意見陳述を行います。そして、徳島県と大分県の原告が意見陳述します。

- 16時ころから「報告集会」を行います。今回は、美術館が休館のため、二番町4-5-2「四国労金愛媛支店」5F会議室で開催します。(下地図参照)



### 【当面の日程】

- 4/30(火) 13時(原告)、13:30~ 第4回口頭弁論
- 5/25(土) 13:30~ 長沢啓行講演会

四電のいう「2倍化」で伊方は安全なのか? 耐震安全検証に詳しい元大阪府立大学大学院教授の長沢さんの講演です。会場は松山市の「コムズ」5F 大会議室

- 6/ 3(月) 原子力規制委員会要請(午前予定)、国会院内集会(午後:衆院第2議員会館)

- 6/23(日) 13:30~ 片山恭一講演会「原発をやめ、愛ある日々と未来を」

『世界の中心で、愛をさけぶ』などの作品で知られる宇和島市出身の作家による講演会。会場は愛媛大学南加会館(予定)

# 第2次14万842筆を提出。計21万7088筆に — 引き続き署名に取り組みます —



3月11日、伊方原発を稼働させず廃炉計画を求める署名を14万842筆、中村知事に提出しました。合計提出数は21万7088筆となりました。署名は6月末の第4次集計に向け取り組みを続けます。

写真は、県庁第2別館会議室で署名提出を行う「伊方原発をとめる会」の草薙順一事務局長と45名の参加者。

山口道夫愛媛県原子力安全対策推進監が対応しました。当初県側は、代理の技官に対応させよう

としましたが参加者は毅然と抗議し、山口推進監の対応を待つという経過がありました。参加者は、20万筆を超える住民の声に知事が対応すべきであり、直接会うよう強く求めました。

四国電力は、伊方3号機について、7月の新基準決定前に対策を終えることで「早期の再稼働申請に向け準備を整えたい」としています。伊方を「再稼働の最有力候補」とする報道も相次いでいます。事態は緊迫しています。一方、愛媛県に設置された伊方原発環境安全管理委員会の部会が改編されました。知事が任命した委員の問題点、専門部会の議論の状況を紹介します。

## 知事に中立性を欠く委員の 任命取消を申し入れました

3月21日、伊方原発をとめる会は、伊方原発環境安全管理委員会の「原子力安全専門部会」委員に新たに任命された奈良林直氏は、『再稼働ありき』に固執しており、任命は撤回されるべき」と知事に申し入れました。

愛媛県は、伊方原発環境安全管理委員会の委員指名にあたって「専門性を重視するとともに中立的な立場」とか「中立性をより適切に確保する」としています。

ところが、「日本エネルギー会議」の提供する動画で、奈良林氏は、ウクライナは「誰も原発に反対しなくなって」原発に回帰したと語っています。ひどく偏った認識です。衆議院が超党派で派遣した調査団報告が、「チェルノブイリ原発事故のあったウクライナにおいて、被災者等の関係者に原発に対する賛否について質問したところ、意見は分かれている」と記していることから、真実でないことは明らかです。

さらに、奈良林氏は「原子力発電所を使い続けていくというのが日本の取るべき道だ」と語っています。東芝の原発部門に長く居て、それから大学に移ったキャリアは、こうした発言の背景にあると思われます。さらに、この人物は、原子燃料工業と日本原子力発電の2社から計150万円の寄付を受けていたことも明らかになっています。

## 3/21 原子力安全専門部会では

3月21日の伊方発電所環境安全管理委員会の「原子力安全専門部会」で四国電力は、「耐震裕度2倍」に関する資料を示しました。それは発生値をより低くしたものです。例えば、従来ゼロとしていた摩擦抵抗分を見込んで減算します。これには、専門部会の委員からも疑問の声が相次ぎました。「一番都合のいい条件を使って評価していると思えない」などの声です。

しかし、驚いたのは、委員の中から、「2倍なくても技術的には十分強度がある」旨の発言や、技術者でもない知事もかかわっての2倍化という根拠は薄弱だとか・・・信じがたい発言です。国内で4022ガル(岩手・宮城内陸地震2008/6/14)といった、強烈な地震動が記録されているもと、従来の570ガルの2倍化の1000ガル程度で済ませようとしていること自体が問題であるはずはです。

社長が知事に約束した「2倍化」論は、あまりにも低い目標です。これさえ、まともにはクリアできない。ならば、もはや廃炉に向けた議論をタブーにすべきではありません。ところが、これを下回っても平気だと簡単に言うてしまう委員の感覚は何なのでしょう。

絶対にフクシマのような事態を繰り返さない、何があっても住民を守り抜くという姿勢こそ委員には求められているはずはです。

# 3・10伊方原発をとめる愛媛集會に470人



3月10日、「伊方原発をとめる愛媛集會」が松山市城山公園で開催されました。歌声でスタートした集會は、草薙事務局長の挨拶ののち、リレートークを行いました。

八西連絡協議会の近藤さん、伊方原発運転差止訴訟弁護団事務局長の中川さん、九州玄海訴訟団から田中さん・中牟田さん・近藤さん、高知から西村さん、僧侶で県庁前金曜行動参加の徳丸さん、原発さよなら四国ネットの堀内さん、牧師で共同代表の須藤昭男さん、学生原告の中山さんなどが発言しました。

集會宣言を事務局・酒井さんが読み上げ、共同代表・松浦さんがスタート集會をしめくくる挨拶を行いました。

集會に続いてデモにうつりました。県庁前では人々が東から西の端までびっしりと並び、「原発はいらない！」「知事は再稼働を認めるな！」「フクシマを繰り返すな！」「放射能から子どもを守れ！」と声をそろえました。デモは、県庁前から大街道・銀天街を通り、坊っちゃん広場で流れ解散しました。

翌日、四国電力に集會宣言を届けました。



## 伊方町（佐田岬半島一円）にチラシを配布

3月30日、伊方町・佐田岬半島一円に、チラシ配布をおこないました。朝10時、八幡浜駅前には八幡浜・大洲・宇和島・松山などから配布協力者60名が集まりました。宣伝カーも4台となりました。参加者は配布先を分担し、チラシをもって各地域にちらばりました。この日は晴天で、桜も満開でした。おおむね12時30分ころには用意した3500枚を配布し



八幡浜駅前に配布協力者60名が集まった



伊方町二見の「亀が池温泉」前にて

終えました。配布したチラシの大見出しは、「直近にある巨大活断層の脅威—フクシマの惨事を上回る危険性も—」としました。

また、チラシには、アンケートや意見欄、とめる会への参加や伊方原発運転差止裁判原告への参加の意向を問う「はがき用紙」も組み込みました。チラシの内容は、伊方原発をとめる会のホームページに掲載しています。

# 「原発から脱却」「地域経済再生」で南予住民など熱心に

2月23日、西予市宇和文化会館中ホールにおいて「原発からの脱却と地域経済再生」をテーマに講演会を開催しました。西予市、大洲市、宇和島市、八幡浜市、鬼北町など南予各地の住民と会員を中心に140名が参加しました。中予地域や高知からも参加者がいました。

開会にあたり、地元の東宇和農協・河野眞次郎専務が歓迎挨拶を述べ、西予市の三好幹二市長からの歓迎メッセージが読み上げられました。開会挨拶で草薙順一事務局長は、「福島を原点」として原発から脱却すること、西予市が「再生エネルギー

の先進地」となるよう期待すること等を語りました。

講師の村田武さん（愛媛大学社会連携推進機構教授）は、伊方原発を稼働させず廃炉にすべきとした上で、地元で生み出す再生可能エネルギーを、地元で消費しつつ地元の収入にもしていく方向を提起しました。高知の橋原町、ドイツのグロスパールドルフ村を典型例と紹介しながら、これから私たちがどのようにそこに迫るべきかを熱く語りました。

講演の後の質疑討論では、11件の発言がありました。①山林に増えている竹の活用、②太陽光パネルに関する質問、③市民共同発電所をめざす意見、④海の廃棄物処理やエネルギー活用など、⑤洋上風力発電等々の研究地域にとの意見、⑥次の世代に引き継ぐ学習や体験について、⑦自治体と懇談したがエネルギーに関する窓口がバラバラである問題、等々が語られました。

また、伊方原発に関して、⑧原発は松山城から確認出来る、危険は身近に見える旨の意見、⑨と⑩は放射能測定に関する意見、⑪高知での伊方再稼働に反対する決議や意見書についても語られました。

なお、「原発からの脱却」に関し、使用済み核燃料の危険性と保管方法改善の課題があること。廃炉に向けて舵を切るならば次々と仕事はあるということ。再稼働に固執し廃炉に向けて一歩も動かないことが、結局、地域経済を苦しめているとの指摘もありました。



## 愛媛県議会は請願を不採択

### 松山市議会は審議未了廃案に

3月4日、当会は愛媛県議会の請願を行いました。内容は、①再稼働を認めず、廃炉計画をたてさせ、廃炉を促すこと。②使用済み燃料のより安全な管理方法について検討させ着手を急がせること。③原子力規制委に伊方原発直下「断層」と海底地形の調査公表を行うよう求めること。④再生可能エネルギーの比率を引き上げるための統合的な部門を設置することの4項目です。しかし、県議会は不採択としてしまいました。

松山市議会では、伊方原発を再稼働させないこと等を求める請願の継続審議が続いていましたが、この3月、審議未了廃案とされました。新たな対応が求められます。

## 伊方裁判のあゆみ（その2）

事務局員 島本保徳

伊方2号炉については昭和52年（1977年）3月30日の原子炉設置変更（増設）許可に対し、昭和53年（1978年）、周辺住民による本人訴訟（弁護士など代理人を立てない）によって取消訴訟を起したが平成12年（2000年）12月15日、松山地裁は活断層の活動性について国の誤りを認めながらも「重大事故が起こる可能性が高いとまでは言えない」として住民の訴えを退けたが、判決では次のような異例のコメントが付けられた。

「本件訴訟において争われたのは、本件原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の可否であって、本件原子炉施設の絶対的安全性ではない」、「原子炉事故等による深刻な被害を引き起こされる確立がいかにか小さいといえども、重大かつ致命的な人為ミスが重なる等してひとたび災害が起こった場合、直接的かつ重大な被害を受けるのは原告らをはじめとする原子炉施設の周辺住民である」と。

1号炉、2号炉に関する訴訟はいずれも敗訴となった

が、住民の粘り強い闘いは以後の全国の原発訴訟にとって大きな財産となっている。

### 「されど、真実は執拗である」

平成23年（2011年）3月11日の福島第一原発の事故は、伊方原発訴訟で争われてきたことが単なる理論上の仮説でなく現実であることを如実に物語っている。国（行政）、電力会社は、「原発は安全です」と言えなくなった。放射能の恐怖は地元福島をはじめ全国民のものとなった。過疎、貧困に苦しむ住民に金をばら撒き、無理やり押し付けてきた原発だが、全国54基の原発をどうするのか、「げどう」である政府・財界・官僚、それに支配される司法、電力会社などの、廃炉をめざした粘り強い闘いの構築が、今私たちに突きつけられた避けられぬ課題である。この際「されど、真実は執拗である」ということばを今われわれは噛みしめたい。この言葉は1号炉訴訟の弁護団長であった藤田一良氏のことばである。（おわり）